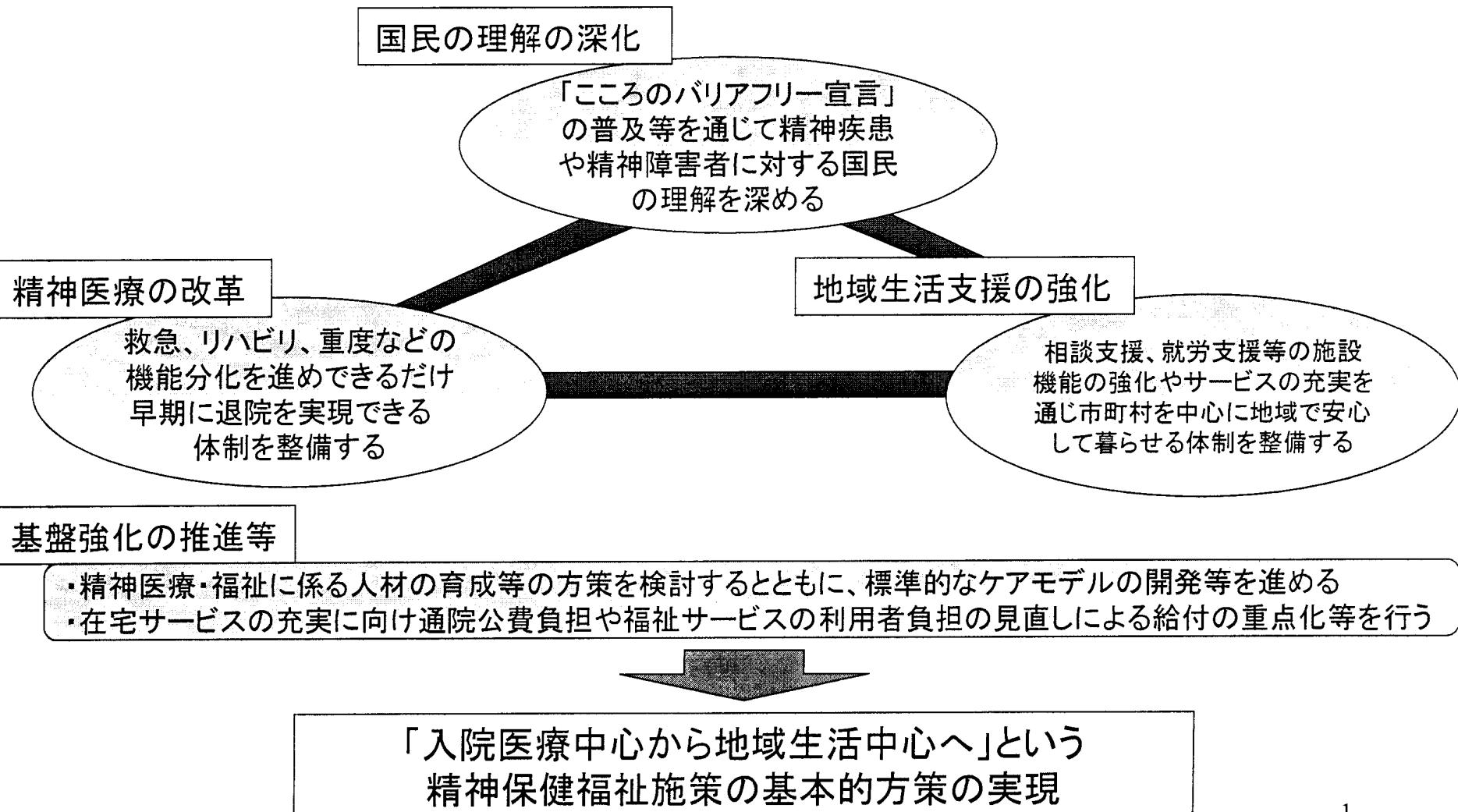


# 精神保健福祉対策本部について

# 精神保健福祉施策の改革ビジョンの枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、  
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。



※上記により、今後10年間で必要な精神病床数は約7万床減少

# 精神疾患等に対する国民の理解の深化

## 病気への誤解

精神疾患にかかり医療機関  
や相談機関に行くのはわず  
か3割  
(精神科受診は1割)

## 他者への誤解

精神障害者は「こわい」  
「かわっている」と考へて  
いる住民が大多数

## 「こころのバリアフリー宣言」

1. 正しい理解
2. 気づき
3. 相談や受診
4. 互いに支えあう  
社会づくり

- 精神疾患や精神障害者に関する正しい理解を促し、行動に結びつけていくための指針である「こころのバリアフリー宣言」の普及を進める。
- 精神保健福祉週間(毎年10月末)等において集中的な情報提供を図る。

# 精神医療の改革

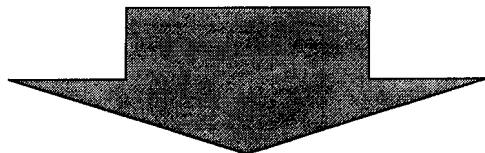
## 精神医療の課題

### 急性期の患者（入院1年未満）

急性期の医療を充実させることにより、早期退院の実現を図るとともに、新規の長期入院患者の発生をできる限り防止することが課題。

### 長期入院の患者（入院1年以上）

退院後に地域で暮らせるよう、在院中より社会復帰リハビリテーションを行うとともに、地域での生活を支援する体制づくりを進めることが課題。



- 精神病床を急性期、社会復帰リハビリ、重度療養等に診療報酬上区分し、入院患者の病状に応じた医療体制を整備する。
- 精神保健福祉法において、都道府県に保健医療福祉サービスの整備目標等を定めた長期計画の策定を義務づける。

※ 上記により、今後10年間で必要な精神病床数は7万床程度減少。

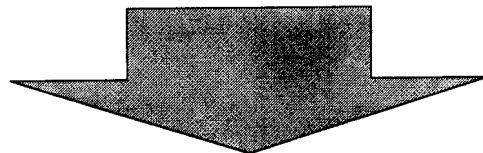
# 地域生活支援の強化

## 精神障害者社会復帰施設の課題

- 精神障害者が地域で安心して生活することができるよう、社会復帰施設における生活訓練、相談支援、就労支援等の強化を図ることが課題。

## 総合的な相談支援体制の必要性

- 障害者のニーズに応じて、保健医療福祉サービスのみならず、就労、住宅、教育等も含めた総合的な相談支援体制が必要。



- 社会復帰施設について、機能面から人員・報酬等を再編するとともに、実施主体を都道府県から市町村に移行する。
- 都道府県、障害保健福祉圏域、市町村等の各層において、重層的な相談支援体制を確立する。